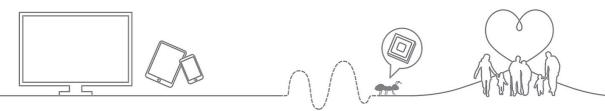


ご来場の株主様へのお土産の配布およびお飲み物の提供はございません。

本株主総会につきましては、株主総会当日のご来場をお控えいただき、書面またはインターネットにより事前の議決権行使をいただくことをご検討くださいますようお願い申しあげます。



## 第21期

# 定時株主総会招集ご通知

#### 開催日時

2022年12月16日 (金曜日) 午前10時

(受付開始 午前9時)

#### 開催場所

京都市下京区堀川通五条下ル柿本町580番地京都東急ホテル 2階 葵の間

#### ▮議案

第1号議案 剰余金の処分の件 第2号議案 定款一部変更の件

第3号議案 取締役(監査等委員である取締役を

除く。) 7名選任の件

第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

## 書面またはインターネットによる議決権行使期限

2022年12月15日 (木曜日) 午後5時まで

#### 月 次

第21期定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	5
(添付書類)	
事業報告1	8
連結計算書類2	9
計算書類3	1
監査報告書3	3

## 株式会社 エスケーエレクトロニクス

証券コード:6677

## 株主各位

京都市上京区東堀川通リー条上ル竪富田町436番地の2

#### 株式会社エスケーエレクトロニクス

代表取締役社長 石 田 昌 德

## 第21期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、当社第21期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

なお、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、株主総会当日のご来場をお控えいただき、書面またはインターネットにより事前の議決権行使をいただくことをご検討くださいますようお願い申しあげます。お手数ながら後記「株主総会参考書類」をご検討くださいまして、2022年12月15日(木曜日)午後5時までに議決権を行使してくださいますようお願い申しあげます。

敬具

記

- 1. 日 時 2022年12月16日 (金曜日) 午前10時
- 2.場 所 京都市下京区堀川通五条下ル柿本町580番地

京都東急ホテル 2階 葵の間

(末尾記載の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)

本年も、感染拡大防止の観点から会場内の座席の間隔を2メートルに拡げるため、座席数が大幅に減少いたします。そのため、当日ご来場いただいても入場をお断りする場合がございます。予めご了承のほどお願い申しあげます。

3. 目的事項

報告事項

- 1. 第21期 (2021年10月1日から) 事業報告、連結計算書類ならびに 会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
- 2. 第21期 (2021年10月1日から) 計算書類報告の件

#### 決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役 (監査等委員である取締役を除く。) 7名選任の件
- 第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

以上

#### <株主様へのお願い>

- 株主総会当日のご来場を検討されている株主様におかれましては、新型コロナウイルスの感染状況や ご自身の体調をご確認のうえ、慎重なご判断をお願い申しあげます。
- 会場受付付近に、株主様のためのアルコール消毒液を配備いたします。ご来場の株主様は、マスクの 持参・着用をお願い申しあげます。マスクの着用にご協力いただけない株主様には、ご退場いただく場 合もございます。予めご了承のほどお願い申しあげます。
- 会場入口付近で検温をさせていただきます。37.5度以上の発熱があると認められる方、体調不良と思われる方は、入場をお断りする場合がございます。
- ご来場の株主様へのお土産の配布、会場ロビーにおけるお飲み物の提供および当社製品の展示はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申しあげます。
- 本株主総会の出席役員および運営スタッフ等は、検温を含め、体調を確認のうえマスク着用で応対を させていただきます。
- 本株主総会におきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため開催時間を短縮する観点から、 議場における報告事項(監査報告を含みます)および議案の詳細な説明は省略させていただきます。株 主様におかれましては、事前に本招集ご通知にお目通しくださいますようお願い申しあげます。
- 新型コロナウイルス感染拡大防止への対応の詳細および株主総会の運営に大きな変更が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(https://www.sk-el.co.jp/)にてご案内させていただきます。
- ◎ 本招集ご通知に添付すべき書類のうち次に掲げる事項につきましては、法令および当社定款第16条の規定に従い、インターネット上の当社ウェブサイト(https://www.sk-el.co.jp/)に掲載しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。
  - ・事業報告の「会社の体制および方針」
  - ・連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」および「連結注記表」
  - ・ 計算書類の「株主資本等変動計算書」および「個別注記表」

なお、監査等委員会が監査した事業報告ならびに会計監査人および監査等委員会が監査した連結計算書類および計算書類には、本招集ご通知の添付書類のほか、上記の事項を含んでおります。

◎ 株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類の内容について、株主総会前日までに修正をすべき事情が生じた場合には、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト(https://www.sk-el.co.jp/)に掲載させていただきます。

## 議決権行使についてのご案内

## ➡ 書面による議決権行使



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようご返送ください。

行使期限 2022年12月15日 (木曜日) 午後5時まで

## ➡ インターネットによる議決権行使



次頁の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認のうえ、 議決権行使ウェブサイトにアクセスしていただき、行使期限までに賛否 をご入力ください。

スマートフォンでの議決権行使は「スマート行使」をご利用ください。

行使期限 2022年12月15日 (木曜日) 午後5時まで

## ➡ 当日ご出席による議決権行使



当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

株主総会開催日時 2022年12月16日 (金曜日) 午前10時 (受付開始 午前9時予定)

- 書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決 権行使としてお取扱いいたします。
- インターネットにより複数回議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお 取扱いいたします。

## インターネットによる議決権行使のご案内

当社指定の議決権行使ウェブサイトに以下のいずれかの方法でアクセスし、画面の案内に従って 替否をご入力ください。

## 2022年12月15日 (木曜日) 午後 5 時まで

(議決権行使結果の集計の都合上、お早めに行使してくださいますようお願い申しあげます。)

#### QRコードを読み取る方法「スマート行使」

議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使 ウェブサイトにログインすることができます。

- 議決権行使書用紙右下の QRコードを読み取って ください。
  - ※「QRコード」は株式会社デンソー ウェーブの登録商標です。



2 以降は画面の入力案内に従って賛否をご入力ください。

#### ご注意

#### [スマート行使]での議決権行使は 1回に限り可能です。

一度議決権を行使した後で行使内容を変更さ れる場合、再度QRコードを読み取り、議決権 行使書用紙に記載の議決権行使コードおよび パスワードをご入力いただく必要があります。

#### 議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使 ウェブサイト https://www.web54.net

● ウェブサイトへアクセス

2 議決権行使コードを 3 パスワードの入力 入力し、ログイン

4 以降は画面の入力 案内に従って賛否

をご入力ください。







- ・株主様のインターネット利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使ウェブサイトが ご利用いただけない場合もあります。
- ・議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダへの接続料金および通信事業者への通信料金(電話 料金等)は、株主様のご負担となります。

インターネットによる 議決権行使に関するお問い合わせ

インターネットによる議決権行使に関して、ご不明な点につきましては、 以下にお問い合わせくださいますようお願い申しあげます。

株主名簿管理人 三井住友信託銀行証券代行ウェブサポート

**0120-652-031** [受付時間 (午前9時~午後9時)]

## 株主総会参考書類

#### 第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様への利益還元を経営の重要課題の一つと考え、業績の変化を反映させつつ、今後の事業展開に備えた経営基盤の強化を図り、業績の向上に努めることで、株主の皆様に継続的な利益配分を実施することを基本方針としております。配当につきましては、当該期の業績、財政状況、中期的な投資計画等を総合的に勘案し、中長期的には連結配当性向20%以上を目指してまいります。

当期の期末配当につきましては、上記方針に基づき、当期収益状況と中期的な設備投資計画を勘案し、1株につき64円といたしたいと存じます。

#### 期末配当に関する事項

- (1) 配当財産の種類金銭
- (2) 配当財産の割当てに関する事項およびその総額 当社普通株式1株につき64円 配当総額 670.733.952円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日 2022年12月19日

## 第2号議案 定款一部変更の件

#### 1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号) 附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行され、株主総会資料の電子提供制度が導入されたことに伴い、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第16条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第16条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第16条)は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。

#### 2. 変更の内容

変更内容は以下のとおりであります。

(下線は変更部分であります。)

現行定款	変更案
第3章 株主総会	第3章 株主総会
(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) 第16条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従い、インターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。	(削 除)

現行定款	変更案
(新 設)	(電子提供措置等) 第16条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主 総会参考書類等の内容である情報について、 電子提供措置をとるものとする。 2. 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち 法務省令で定めるものの全部または一部につ いて、議決権の基準日までに書面交付請求し た株主に対して交付する書面に記載しないこ とができる。
(新 設)	附則  1. 2023年2月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第16条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)はなお効力を有する。  2. 本附則は、2023年3月1日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

## 第3号議案 取締役 (監査等委員である取締役を除く。) 7名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役(監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じであります。)全員 (7名) は任期満了となります。つきましては、取締役7名の選任をお願いするものであります。なお、本議案については、監査等委員会から取締役候補者全員について適任である旨の意見を得ております。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番 号		J	玉	名		現在の当社における地位および担当	取締役会出席状況
1	石	だ 田	ŧċ E	のり	再任	代表取締役社長	100% (13回/13回)
2	石	të H	ttu 敬	輔	再任	取締役相談役	100% (13回/13回)
3	うえ 上	野	در <b>篤</b>	雄	再任	取締役 フォトマスク事業本部担当 フォトマスク事業本部長	100% (13回/13回)
4	むかい	だ 田	泰	<sup>ひさ</sup> 久	再任	取締役 経営戦略室担当	100% (13回/13回)
5	はし	もと 本	まさ 日 日	のり典	再任	取締役 生産本部担当 技術開発本部担当 知財グループ担当	100% (13回/13回)
6	ь [ <u>П</u>	部	ゎ 和	香	再任	取締役 新領域創造室担当 ソリューション事業部担当	92.3% (12回/13回)
7	a< 奥	だ 田	<sub>‡č</sub> Е	男	再任	取締役 管理本部担当	100% (13回/13回)

# 1 石田 昌徳 (1969年9月10日生)

再任

■所有する当社株式の数 ■略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

310,400株 1992 年 4 月 大日本スクリーン製造株式会社(現株式会社SCREENホールディングス)入社

■取締役会出席状況 2000 年 6 日 同社取締役

100% (13回/13回) 2000 年 6 月 同社取締役 2001 年 10月 当社取締役

2002 年 5 月 頂正科技股份有限公司董事長

2003 年10月 当社常務取締役

2005 年11月 SKE KOREA CO.,LTD.代表理事

2008 年10月 当社専務取締役

2010 年 9 月 愛史科電子貿易 (上海) 有限公司董事長

2011 年10月 当社代表取締役社長(現任)

2013 年 1 月 愛史科電子貿易 (上海) 有限公司董事長

#### 取締役候補者とした理由

石田昌德氏は、当社グループの業務全般に精通しており、代表取締役社長に就任以降、優れたリーダーシップにより当社グループの経営を牽引しております。引き続き、取締役としての職務を適切に遂行し、当社の企業価値向上に資すると判断し、選任をお願いするものであります。

# 2 石田 敬輔 (1945年12月23日生)

再任

■所有する当社株式の数 ■略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

300,200株 1967 年 2 月 石田旭山印刷株式会社(現株式会社写真化学)取締役

1975 年 4 月 DS.AMERICA INC.副社長 ■取締役会出席状況 1978 年 6 日 ###★会社写真化学供表取締

1978 年 6 月 株式会社写真化学代表取締役社長

100% (13回/13回) 1996 年 4 月 同社代表取締役会長

2000 年 4 月 同社代表取締役会長兼社長

2001 年10月 当社取締役会長

2005 年 6 月 株式会社堀場製作所社外監査役

2016 年10月 当社取締役相談役 (現任)

2019 年 4 月 株式会社写真化学代表取締役会長

2021 年 6 月 同社取締役会長 (現任)

〔重要な兼職の状況〕

株式会社写真化学取締役会長

#### 取締役候補者とした理由

石田敬輔氏は、企業経営者としての豊富な経験と高い見識を有しており、取締役相談役として、当社経営の監督面で重要な 役割を担っております。引き続き、取締役としての職務を適切に遂行し、当社の企業価値向上に資すると判断し、選任をお 願いするものであります。

とく お うえ の

(1961年12月20日生)

再任

■所有する当社株式の数

■略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

7.900株

1987 年 4 月 株式会社写真化学入社 2007 年10月 当社営業本部長

■取締役会出席状況

2008 年10月 当社執行役員

100% (13回/13回)

2010 年 5 月 頂正科技股份有限公司総経理

2013 年11月 同社董事長

2013 年12月 当社取締役フォトマスク事業本部担当

フォトマスク事業本部長(現任)

2020 年12月 SKE KOREA CO.,LTD.代表理事(現任)

2021 年 1 月 愛史科電子貿易 (上海) 有限公司董事長 (現任)

〔重要な兼職の状況〕

SKE KOREA CO.,LTD.代表理事

愛史科電子貿易 (上海) 有限公司董事長

#### 取締役候補者とした理由

上野篤雄氏は、営業部門や海外子会社経営における豊富な経験と実績に基づき、当社の主力事業であるフォトマスク事業を 牽引しております。引き続き、取締役としての職務を適切に遂行し、当社の企業価値向上に資すると判断し、選任をお願い するものであります。

むかい だ

やす ひさ

(1962年5月22日生)

再任

■所有する当社株式の数

2.100株

■略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1986 年 4 月 日本生命保険相互会社入社

■取締役会出席状況

2006 年 3 月 同社福井支社支社長 2009年3月 同社東京西支社支社長

100% (13回/13回)

2011 年 3 月 同社本店法人営業第一部法人営業部長

2014 年 4 月 当社顧問

2014 年10月 当社執行役員

2015 年10月 当社執行役員管理本部長

当社取締役管理本部担当管理本部長 2015 年12月

2017 年10月 当社取締役管理本部担当

当社取締役経営戦略室担当 (現任) 2017 年12月

#### 取締役候補者とした理由

向田泰久氏は、金融機関在職時における豊富な経験と幅広い知見に基づき、当社の経営戦略を管掌しております。引き続き、 取締役としての職務を適切に遂行し、当社の企業価値向上に資すると判断し、選任をお願いするものであります。

# 5 橋本 昌典 (1962年2月13日生)

再任

5,800株 1991 年 2 月 株式会社写真化学入社

■取締役会出席状況 2013 年 4 月 当社生産本部長 2013 年 10月 頂正科技股份有限公司総経理

100% (13回/13回) 2016 年10月 当社フォトマスク事業本部生産本部長

2019 年10月 当社執行役員フォトマスク事業本部生産本部長

2019 年12月 当社取締役フォトマスク事業本部生産本部長

2020 年10月 当社取締役知財グループ担当フォトマスク事業本部生産本部長

2022 年10月 当社取締役生産本部担当兼技術開発本部担当兼知財グループ担当 (現任)

#### 取締役候補者とした理由

橋本昌典氏は、技術部門や海外子会社経営における豊富な経験と実績に基づき、当社フォトマスク事業の国内生産全般、技術開発および知的財産管理を管掌しております。引き続き、取締役としての職務を適切に遂行し、当社の企業価値向上に資すると判断し、選任をお願いするものであります。

# 6 阿部 和香 (1972年6月15日生)

再任

■所有する当社株式の数	■略歴、	地位、	担当および重要な兼職の状況
-------------	------	-----	---------------

101,900株 2004 年 3 月 当社入社

■取締役会出席状況

2013 年 4 月 当社経営戦略室副室長
2014 年 4 月 株式会社写真化学入社

92.3% (12回/13回) 2014 年 6 月 同社取締役 2019 年11月 当社顧問

2019 年17月 当社顧问 2019 年12月 当社取締役事業開発室担当

2021 年 6 月 株式会社アイティフォー社外取締役 (現任)

2022 年 4 月 当社取締役新領域創造室担当兼ソリューション事業部担当 (現任)

〔重要な兼職の状況〕

株式会社アイティフォー社外取締役

#### 取締役候補者とした理由

阿部和香氏は、当社における新規事業の立ち上げの経験や、他社の取締役としての豊富な経験と実績に基づき、当社の新規 事業開発を牽引しております。引き続き、取締役としての職務を適切に遂行し、当社の企業価値向上に資すると判断し、選 任をお願いするものであります。

再任

おくだ まさ お 正男 奥田 (1962年12月16日生)

■所有する当社株式の数

■略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

900株

1985 年 4 月 株式会社京都銀行入行

■取締役会出席状況

2004 年10月 同行富野荘支店長 2006年9月 同行八尾支店長 2009年1月 同行寝屋川支店長

100% (13回/13回)

2010 年12月 同行西院支店長 2014年6月

同行執行役員個人営業部長 2015 年 6 月 同行執行役員営業統轄部長 2017年6月 同行執行役員監査部長

2020 年 7 月 当社顧問

2020 年12月 当社取締役管理本部担当 (現任)

#### 取締役候補者とした理由

奥田正男氏は、金融機関在職時における豊富な経験と幅広い知見に基づき、当社の管理部門全般を管掌しております。引き 続き、取締役としての職務を適切に遂行し、当社の企業価値向上に資すると判断し、選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
  - 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、株主や第三 者から損害賠償請求を提起された場合において、被保険者が負担することになる損害賠償金・争訟費用等の損害 を当該保険契約により填補することとしております。各候補者の選任が承認された場合、当該保険契約の被保険 者に含められることとなります。なお、当社は、当該保険契約を任期途中に更新する予定であります。

## 第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

本総会終結の時をもって、監査等委員である取締役全員(4名)は任期満了となります。 つきましては、監査等委員である取締役4名の選任をお願いするものであります。なお、本 議案については、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番 号	氏 名	現在の当社における 地 位 お よ び 担 当	取締役会 出席状況	監査等委員会 出席状況
1	まえ の りゅう いち <b>前 野 隆 —</b> 再任	取締役(常勤監査等委員)	100% (13回/13回)	100% (14回/14回)
2	### ### ### ### #### #### #### ########	取締役(監査等委員)	84.6% (11回/13回)	100% (14回/14回)
3	新任 ささき しんいちろう 社外 佐々木 真一郎 独立 役員	_	-	_
4	新任 たて いし とも お 社外 立 石 知 雄 独立 役員	_	-	_

1 前野 降—

(1959年9月19日生)

再任

■所有する当社株式の数 ■略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

3,400株 1983 年10月 株式会社写真化学入社

■取締役会出席状況 2007 年10月 頂正科技股份有限公司総経理

双种仅云山席认沉 2008年10月 当社執行役員

100% (13回/13回) 2009 年11月 頂正科技股份有限公司董事長兼総経理

2010 年 4 月 当社執行役員生産本部長

■監査等委員会出席状況 2011 年12月 当社取締役

2013 年11月 当社取締役事業開発室担当事業開発室長

2015 年 7 月 株式会社清原光学代表取締役社長

2015 年10月 当社取締役事業開発室担当

2016 年10月 当社取締役

2018 年12月 当社取締役(常勤監査等委員)(現任)

#### 取締役候補者とした理由

前野隆一氏は、生産部門や国内外の子会社経営などにおける豊富な経験と実績に基づき、常勤の監査等委員として監査等委員会による監査・監督機能の強化に貢献しております。引き続き、監査等委員である取締役としての職務を適切に遂行し、当社取締役会の意思決定における適正性を確保するとともに、当社の監査・監督体制の充実に資すると判断し、選任をお願いするものであります。

ゆう すけ なか の 中野

(1969年5月15日生)

再仟 社外 独立役員

■所有する当社株式の数 ■略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

> 2002 年 4 月 公認会計士登録 1.400株 2005 年 7 月 清友監査法人代表社員(現任)

■取締役会出席状況 2006 年 4 月 立命館大学専門職大学院経営管理研究科客員准教授

中野公認会計士事務所所長 (現任) 2010 年 1 月 84.6% (11回/13回)

2011 年 6 月 株式会社フジックス社外監査役

2014 年12月 当社監査役 ■監査等委員会出席状況

2015 年 6 月 日本写真印刷株式会社(現NISSHA株式会社)社外監査役(現任)

2016 年 6 月 ワタベウェディング株式会社社外監査役 100% (14回/14回)

2018 年12月 当社取締役(監査等委員)(現任)

2021 年 6 月 三洋化成工業株式会社社外監査役 (現任)

「重要な兼職の状況〕

中野公認会計士事務所所長

清友監查法人代表社員

NISSHA株式会社社外監查役

三洋化成工業株式会社社外監査役

#### 社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

中野雄介氏は、公認会計士としての専門的知識と経験を有しており、監査等委員である社外取締役として職務を適切に遂行 していただいております。引き続き、その知識と経験を当社経営に活かし、当社取締役会の意思決定における適正性を確保 するとともに、当社の監査・監督体制の充実に貢献いただくことが期待できるものと判断し、選任をお願いするものであり ます。

## しん いち ろう 佐々木 真一郎 (1971年5月28日生)

社外 独立役員 新任川

■所有する当社株式の数 ■略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

> 0株 2005 年12月 京都弁護士会登録

2005 年12月 益川総合法律事務所入所 ■取締役会出席状況

2012 年 4 月 日東化成株式会社社外監査役(現任) 2012 年 6 月 佐々木総合法律事務所所長 (現任)

2016 年12月 株式会社エスユーエス社外監査役(現任)

〔重要な兼職の状況〕 ■監査等委員会出席状況

佐々木総合法律事務所所長 日東化成株式会社社外監査役

株式会社エスユーエス社外監査役

#### 社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

佐々木真一郎氏は、弁護士としての専門的知識と経験を有しており、その知識と経験を当社経営に活かし、当社取締役会の 意思決定における適正性を確保するとともに、当社の監査・監督体制の充実に貢献いただくことが期待できるものと判断し、 選仟をお願いするものであります。

とも お たて いし

(1969年2月6日生)

社外 新任

独立役員

#### ■所有する当社株式の数

## ■略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

#### 1.000株

■取締役会出席状況

■監査等委員会出席状況

2002 年 7 月

オムロン コミュニケーションクリエイツ株式会社入社 1993 年10月 株式会社サイバード取締役

1998 年 9 月 オムロン株式会社へ転籍

2004年6月 株式会社サンエイトホールディングス代表取締役 株式会社サンエイトインベストメント代表取締役 2004 年 7 月

2004 年 8 月 株式会社サンエイトマーケティング(現株式会社キョーエン)代表取締役(現任)

2005 年 1 月 株式会社CHINTAI取締役

2017 年 4 月 株式会社ビューケン取締役(現任)

2018年6月 株式会社桑山監査役(現任)

NPO法人キッズアートプロジェクト理事 2018 年 9 月 2018 年12月 株式会社エスユーエス社外取締役(現任)

2022 年 1 月 株式会社アートの森取締役 (現任) 2022 年10月 株式会社インデン取締役 (現任)

2022 年10月 NPO法人キッズアートプロジェクトアドバイザー (現任)

#### [重要な兼職の状況]

株式会社キョーエン代表取締役

株式会社ビューケン取締役

株式会社桑山監査役

株式会社エスユーエス社外取締役

#### 社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

立石知雄氏は、企業経営者としての豊富な経験と高い見識を有しており、その知識と経験を当社経営に活かし、当社取締役 会の意思決定における適正性を確保するとともに、当社の監査・監督体制の充実に貢献いただくことが期待できるため、選 任をお願いするものであります。

- (注) 1. 立石知雄氏は、NPO法人キッズアートプロジェクトのアドバイザーを現任しており、当社は同法人との間に製品販売および寄付の取引がありますが、直近事業年度における同法人との取引実績額は合計746千円であり、独立性に問題はないと判断しております。
  - 2. その他の各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
  - 3. 中野雄介、佐々木真一郎および立石知雄の各氏は、社外取締役候補者であり、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の候補者であります。
  - 4. 中野雄介氏は、現在当社の監査等委員である社外取締役であり、その社外取締役に就任してからの年数は、本総会終結の時をもって4年となります。
  - 5. 当社は、中野雄介氏との間で、会社法第427条第1項に基づき、同法第423条第1項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結しております。本議案における同氏の選任が承認された場合、当社は同氏との当該契約を継続する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額であります。
  - 6. 佐々木真一郎および立石知雄の各氏が監査等委員である社外取締役に就任した場合、当社は各氏との間で、会社 法第427条第1項に基づき、同法第423条第1項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結する予定でありま す。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額であります。
  - 7. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、株主や第三者から損害賠償請求を提起された場合において、被保険者が負担することになる損害賠償金・争訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしております。各候補者の選任が承認された場合、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。なお、当社は、当該保険契約を任期途中に更新する予定であります。

以上

事業報告

(2021年10月1日から2022年9月30日まで)

#### I 企業集団の現況に関する事項

#### 1. 事業の経過および成果

#### (1) 事業の状況

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の感染者数も収束に向かいつつあり、経済活動にも回復の兆しが見られたものの、ロシア・ウクライナ情勢は長期化の様相を呈しており、資源価格の高騰などによりインフレ傾向が続きました。欧米各国で金融引き締めが行なわれたことで、為替が大きく変動するとともに、世界的な景気後退の懸念が高まっており、先行きは依然として不透明な状態が続いております。

フラットパネルディスプレー業界におきましては、液晶パネルの価格が昨年7月以来下落し続けたため、パネルメーカーの量産ラインで生産調整の動きがみられました。一方、主に中国において、有機 E L パネル工場の新設および増設、液晶パネル工場の増設が行われました。さらに、各国の携帯電話メーカーが新機種の開発を積極的に行ったため、5 G 通信対応やフォルダブルなどのスマートフォン向けに、有機 E L パネルの開発が活発となりました。

このような業界の動きを背景として、フォトマスク需要は、有機 E L パネル用につきましては、主にスマートフォン向けに増加し、液晶パネル用につきましては、 I T 製品、車載パネル向けに増加しました。

その結果、当連結会計年度における当社グループの売上高につきましては、248億76百万円 (前期比21.7%増)となりました。利益につきましては、営業利益38億17百万円(前期比 129.3%増)、円安の進行による為替差益が発生したことにより、経常利益43億2百万円(前期 比213.7%増)、親会社株主に帰属する当期純利益33億20百万円(前期比209.6%増)となり ました。

#### (2) 設備投資の状況

当連結会計年度中に実施いたしました設備投資は総額45億52百万円であり、その主なものは 当社および連結子会社における大型フォトマスクの高精細化に係るものであります。

#### (3) 資金調達の状況

当連結会計年度の所要資金につきましては、当社においては主に自己資金および銀行借入金により、連結子会社においては主に自己資金により賄っております。

#### (4) 対処すべき課題

#### ① 既存フォトマスク事業における収益力の向上

フラットパネルディスプレー業界におきましては、スマートフォンの高精細化や、フォルダブル、低消費電力などの高機能化のニーズに応えるため、有機 E L パネルの開発が継続して行われる見込みであります。また、テレビや I T製品についても、有機 E L パネル搭載に向けた開発が見込まれており、当社グループは、これらのパネル開発に係るフォトマスク需要を獲得してまいります。

#### ② 新規事業立ち上げによる収益基盤の拡大

フォトマスク事業に次ぐ新たな事業として、現在、RFID分野、ヘルスケア分野に挑戦し、早期事業化を目指しております。RFID分野では当事業年度に販売を開始した「エクストリームタグ」、ヘルスケア分野では「デジタルコルポスコープQ-CO」や「電気刺激装置WILMO」の拡販に努めるとともに、「電気刺激装置WILMO」については、日本、台湾に続き、中国においても薬事認証取得を目指してまいります。また、取扱製品の拡充や新たな自社製品の開発、海外展開を含めた販路の確保などに積極的に取り組むことに加え、複数分野の市場調査を行い、参入に向けて検討を進めてまいります。

## ③ 関連子会社によるグループ力の向上

台湾、中国、韓国の各子会社において、フォトマスク事業の既存顧客に対するシェア向上と新規取引先の開拓に取り組むとともに、ヘルスケア分野の製品販路拡大を推進することにより、当社グループとしての総合力の向上を目指してまいります。

#### ④ 持続的成長を支える経営基盤の強化

当社グループの今後の成長を促し企業価値を向上させるために、コーポレート・ガバナンスの強化とともに、人材育成の推進、働き方の多様化、環境負荷低減などに取り組んでまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申しあ げます。

(単位:千円)

#### 2. 財産および損益の状況の推移

区	分	第 18 期 (2018年10月 1 日から) 2019年 9 月30日まで)	第 19 期 (2019年10月 1 日から) (2020年 9 月30日まで)	第 20 期 ( <sup>2020年10月 1</sup> 日から) ( <sup>2021年 9</sup> 月30日まで)	第21期(当連結会計年度) (2021年10月 1 日から) (2022年 9 月30日まで)
売 上	高	25,773,612	19,104,575	20,440,087	24,876,511
経常利益又は経	経常損失(△)	6,341,367	△708,060	1,371,430	4,302,249
親会社株主に帰属する 親会社株主に帰属する		4,810,151	△971,835	1,072,375	3,320,380
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△) 456円89銭		△92円67銭	102円24銭	317円53銭	
純 資	産	23,319,646	22,385,369	24,379,727	28,599,368
総資	産	31,415,939	31,778,761	32,884,749	39,447,649

- (注) 1. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)は、自己株式を控除した期中平均発行済株式 総数により算出しております。
  - 2. 当連結会計年度より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しており、当連結会計年度の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しております。

#### 3. 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主要な事業内容
頂正科技股份有限公司 931百万NT\$		100%	大型フォトマスクの製造・販売
SKE KOREA CO.,LTD.	1,100百万KRW	100%	大型フォトマスクの販売
愛史科電子貿易(上海)有限公司	100百万円	100%	大型フォトマスク、その他電子製品 の販売

- (注) 1. 新台湾ドルは、NT\$と表示しております。
  - 2. 韓国ウォンは、KRWと表示しております。

## 4. 主要な事業内容

当社グループは、当社のほか、連結子会社の頂正科技股份有限公司、SKE KOREA CO.,LTD.、および愛史科電子貿易(上海)有限公司により構成されており、大型フォトマスクの設計・製造・販売等を主要な事業内容としております。

## 5. 主要な事業所

株式会社 エスケーエレクトロニクス	本社	京都市上京区東堀川通リー条上ル竪富田町436番地の2
	京都工場	京都府久世郡久御山町下津屋富ノ城62番地1
	滋賀工場	滋賀県甲賀市水口町ひのきが丘38番
頂正科技股份有限公司	本社工場	南部科學園區台南市善化區環東路2段45號
	台北支社	台北市中山區中山北路二段96號N517室(嘉新第二大楼)
SKE KOREA CO.,LTD.	本 社	忠淸南道天安市西北区東西大路129-12番地5階505号
愛史科電子貿易(上海)有限公司	本 社	上海市長寧区古北路666号 嘉麒大厦1901A号室

## 6. 従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
374名	6名増	41.2歳	11.0年

(注) 従業員数には、臨時従業員110名 (期中平均雇用人員) は含んでおりません。

## 7. 主要な借入先の状況

(単位:千円)

借入先	借入額
株 式 会 社 京 都 銀 行	1,008,000
株式会社三菱UFJ銀行	456,000
日本生命保険相互会社	408,000
三井住友信託銀行株式会社	240,000
株式会社りそな銀行	216,000
株式会社みずほ銀行	72,000

## 8. その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

#### Ⅱ 株式に関する事項

- 1. 発行可能株式総数
- 2. 発行済株式の総数
- 3. 株主数
- 4. 大株主

32,760,000株 11,368,400株 4,913名

株 主 名	持、株、数(株)	持 株 比 率 (%)
株式会社写真化学	883,200	8.42
株式会社ニコン	568,400	5.42
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	384,100	3.66
株式会社京都銀行	356,200	3.39
株式会社SCREENホールディングス	315,000	3.00
	310,400	2.96
	300,200	2.86
株式会社石田産業	277,400	2.64
株式会社三菱UFJ銀行	251,200	2.39
日本生命保険相互会社	226,100	2.15

- (注) 1. 当社は、自己株式888,182株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。なお、自己株式には、役員向け株式報酬制度に係る信託が保有する当社株式95,900株は含めておりません。
  - 2. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

## 5. 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

該当事項はありません。

#### 6. その他株式に関する重要な事項

当社は、株主還元の強化、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行および資本効率の向上を図るため、会社法第165条第2項および当社定款第9条の定めにより、2022年5月16日の当社取締役会決議に基づき、2022年5月17日から7月7日の間、東京証券取引所における市場買付により、104,300株の自己株式を総額99,980千円で取得いたしました。

## Ⅲ 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

## IV 会社役員に関する事項

## 1. 取締役の状況

地位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	石田昌德	
取締役相談役	石田敬輔	株式会社写真化学取締役会長
取 締 役	上野篤雄	フォトマスク事業本部担当 フォトマスク事業本部長 SKE KOREA CO.,LTD.代表理事 愛史科電子貿易(上海)有限公司董事長
取 締 役	向 田 泰 久	経営戦略室担当
取 締 役	橋本昌典	知財グループ担当 フォトマスク事業本部生産本部長
取 締 役	阿部和香	新領域創造室担当 ソリューション事業部担当 株式会社アイティフォー社外取締役
取 締 役	奥田正男	管理本部担当
取 締 役 (常勤監査等委員)	前 野隆 一	
取 締 役 (監査等委員)	堀 修 史	司法書士 梅小路司法書士事務所所長 学校法人京都文教学園監事
取 締 役 (監査等委員)	榮 川 和 広	弁護士 榮和法律事務所所長 株式会社三社電機製作所社外監査役
取 締 役 (監査等委員)	中野雄介	公認会計士 中野公認会計士事務所所長 清友監查法人代表社員 NISSHA株式会社社外監查役 三洋化成工業株式会社社外監查役

- (注) 1. 堀修史、榮川和広および中野雄介の各氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であり、当社は、東京証券取引所に対し、各氏を独立役員として届け出ております。
  - 2. 充実した情報収集および内部監査部門等との連携により、監査等委員会による監査・監督機能を強化するため、前野隆一氏を常勤の監査等委員として選定しております。
  - 3. 監査等委員である取締役中野雄介氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
  - 4. 当事業年度中に、以下のとおり取締役の担当に異動がありました。

氏 名	変 更 前	変更後	異動年月日
阿部 和香	事業開発室担当	新領域創造室担当 ソリューション事業部担当	2022年4月1日

5. 当事業年度末日後に、以下のとおり取締役の担当に異動がありました。

氏 名	変更前	変更後	異動年月日
橋本 昌典	知財グループ担当 フォトマスク事業本部 生産本部長	生産本部担当 技術開発本部担当 知財グループ担当	2022年10月1日

#### 2. 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役堀修史、榮川和広および中野雄介の各氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額としております。

#### 3. 補償契約の内容の概要

該当事項はありません。

#### 4. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、株主や第三者から損害賠償請求を提起された場合において、被保険者が負担することになる損害賠償金・争訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしております。当該保険契約の被保険者は、当社取締役(監査等委員である取締役を除く。)、監査等委員である取締役、執行役員、子会社の役員および会計監査人であり、すべての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。なお、故意または重過失に起因する損害は当該保険契約により填補されません。

#### 5. 取締役の報酬等

#### (1) 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役(監査等委員である取締役を除く。以下、本号において同じ。)の個人別の報酬等の内容に係る決定方針(以下、決定方針という。)を、社外取締役による確認を経て、2021年2月8日開催の当社取締役会において決議しております。

当社の取締役の報酬は、当該事業年度の業績を勘案しつつ、取締役に求められる能力、責任 や将来の企業価値向上に向けた職責、ならびにこれまでの経歴や職歴、職務等を考慮し、社員 の処遇との整合性も含めて、社外取締役による確認を経たうえで、総合的に適正な報酬額を決 定することを基本方針としており、具体的には、固定報酬である「基本報酬」および業績連動 報酬等である「賞与」の2つの金銭報酬と、非金銭報酬等である「株式報酬」により構成され ております。

当事業年度の取締役の個人別の報酬等の内容は、上記の決定方針に従い、基本報酬については役位に応じて決定した額を、賞与および株式報酬は後記の方法で算出した額を支給しており、 当社取締役会は、当該内容が上記決定方針に沿うものと判断しております。

#### (2) 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役(監査等委員である取締役を除く。)の金銭報酬の額は、2018年12月21日開催の第17期定時株主総会において、年額300,000千円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役(監査等委員である取締役を除く。)の員数は6名です。また、上記とは別枠で、株式報酬を信託期間約5年間において210,000千円を上限に支給することを、同じく2018年12月21日開催の第17期定時株主総会において決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役(社外取締役および監査等委員である取締役を除く。)は6名です。

監査等委員である取締役の金銭報酬の額は、2018年12月21日開催の第17期定時株主総会において、年額50,000千円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は4名です。

#### (3) 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

該当事項はありません。

#### (4) 業績連動報酬等に関する事項

当社グループ全体の業績に対する連動性を高めるため、連結当期純利益を業績指標とし、これに役位別の配分比率を乗じて算出された額を、賞与として毎年一定の時期に支給しております。なお、当事業年度における連結当期純利益の実績は、3,320,380千円であります。

#### (5) 非金銭報酬等の内容

当社株式報酬制度は、当社が金銭を拠出することにより設定する信託(以下、本信託という。)が当社株式を取得し、当社が各取締役(社外取締役および監査等委員である取締役を除く。以下、本号において同じ。)に付与するポイントの数に相当する数の当社株式を、本信託を通じて各取締役に対して交付する制度であります。なお、交付時期は原則として取締役の退任時となります。取締役に付与するポイント数は役位等に応じて決定され、その総数は1事業年度あたり34,000ポイントを上限としております。

#### (6) 取締役の報酬等の総額等

(単位:千円)

		報酬等の種類別の総額			対象となる
。    区   分	報酬寺の秘領	基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	役員の員数
取締役(監査等委員を除ぐ	167,673	78,542	60,531	28,600	7名
取締役(監査等委員) (内社外取締役)	28,440 (14,400)	28,440 (14,400)	_ (-)	(-)	4名 (3名)
· 	196,113	106,982	60,531	28,600	11名

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人給与は含まれておりません。
  - 2. 非金銭報酬等の額は、当事業年度に計上した取締役(社外取締役および監査等委員である取締役を除く。)に対する株式報酬制度に係る役員株式給付引当金への繰入額(株式報酬費用)であります。
  - 3. 上記支給人員の合計は、実支給人数であります。

#### 6. 社外役員に関する事項

#### (1) 他の法人等との重要な兼職の状況および当社との関係

区分	氏 名	重要な兼職の状況	当社との関係
取締役場場を		梅小路司法書士事務所所長	特別の関係はありません。
(監査等委員)	堀   修文	学校法人京都文教学園監事	特別の関係はありません。
取締役	火川和广	榮和法律事務所所長	特別の関係はありません。
(監査等委員)   榮川和広	株式会社三社電機製作所社外監査役	特別の関係はありません。	
		中野公認会計士事務所所長	特別の関係はありません。
取締役(監査等委員) 中野雄介	清友監査法人代表社員	特別の関係はありません。	
	中 到 雄 川 	NISSHA株式会社社外監査役	特別の関係はありません。
		三洋化成工業株式会社社外監査役	特別の関係はありません。

#### (2) 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

#### (3) 当事業年度における主な活動状況

区分	氏 名	出席壮	犬 況	主 な 活 動 状 況
取 締 役 (監査等委員)	堀 修史	取締役会監査等委員会	13/13 (100%) (100%) 14/14 (100%)	司法書士としての専門的知識と経験に基づき、取締役会において積極的に発言を行ったほか、取締役の指名、報酬に関する事項の検討に関与し、当社取締役会の意思決定における適正性の確保および業務執行に対する監督等、適切な役割を果たしております。
取 締 役 (監査等委員)	榮川和広	取締役会監査等委員会	13/13 (100%) (100%) 14/14 (100%)	弁護士としての専門的知識と経験に基づき、取締役会において積極的に発言を行ったほか、取締役の指名、報酬に関する事項の検討に関与し、当社取締役会の意思決定における適正性の確保および業務執行に対する監督等、適切な役割を果たしております。
取 締 役 (監査等委員)	中野雄介	取締役会監査等委員会	11/13回 (84.6%) 14/14回 (100%)	公認会計士としての専門的知識と経験に 基づき、取締役会において積極的に発言 を行ったほか、取締役の指名、報酬に関 する事項の検討に関与し、当社取締役会 の意思決定における適正性の確保および 業務執行に対する監督等、適切な役割を 果たしております。

#### (4) 記載内容についての社外役員の意見

該当事項はありません。

## V 会計監査人に関する事項

#### 1. 会計監査人の名称

PwC京都監査法人

(注) 2021年12月17日開催の第20期定時株主総会において、新たにPwC京都監査法人が当社の会計監査人に選任されたことに伴い、当社の会計監査人であった有限責任 あずさ監査法人は退任いたしました。

#### 2. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

当社の公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額	27,100千円
当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	27,100千円

- (注) 1. 上記報酬等の額は、会社法に基づく監査および金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を明確 に区別することができないため、その合計額を記載しております。
  - 2. 監査等委員会は、会計監査人に対する上記報酬等の額について、会計監査人の監査計画、前事業年度における職務の遂行状況、見積り額の妥当性等を考慮した結果、相当と判断し、同意いたしております。
  - 3. 当社の連結子会社である頂正科技股份有限公司は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。
  - 4. 上記報酬等の額以外に、前任の会計監査人である有限責任 あずさ監査法人に対して、引継ぎ業務等 に係る報酬835千円を支払っております。
- 3. 会計監査人が行った非監査業務(公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務)の内容 該当事項はありません。

#### 4. 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

#### 5. 補償契約の内容の概要

該当事項はありません。

#### 6. 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の合意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人による適正な監査の遂行が困難であると認められる場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任を株主総会の目的事項とすることといたします。

#### 7. 連結子会社の会計監査人に関する事項

頂正科技股份有限公司の会計監査人 勤業衆信聯合会計師事務所

(注) 本事業報告中の記載金額および株数は、表示の数値未満を切り捨てております。

# 連結貸借対照表

(2022年9月30日現在)

科目	金額	科   目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	26,262,899	流動負債	8,836,310
現金及び預金	13,931,346	支払手形及び買掛金	4,296,412
受取手形及び売掛金	7,580,449	1 年内返済予定の長期借入金	800,000
商 品 及 び 製 品	251,330	未払法人税等	686,377
仕 掛 品	584,466	契 約 負 債	955,821
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	2,684,871	役員賞与引当金	60,531
そ の 他	1,233,060	そ の 他	2,037,167
貸 倒 引 当 金	△2,626	固定負債	2,011,971
固定資産	13,184,750	長期借入金	1,600,000
有形固定資産	12,291,473	繰 延 税 金 負 債	13,344
建物及び構築物	2,949,194	役員株式給付引当金	93,250
機械装置及び運搬具	6,874,970	そ の 他	305,376
土地	1,667,702	負 債 合 計	10,848,281
建設仮勘定	429,629	(純資産の部)	
そ       の       他	369,976	株 主 資 本	25,835,553
	·	資 本 金	4,109,722
無形固定資産	106,362	資本 剰 余 金	4,167,847
ソフトウェア	106,362	利益剰余金	18,633,972
投資その他の資産	786,914	自己株式	△1,075,988
投資有価証券	366,505	その他の包括利益累計額	2,763,814
繰延税金資産	235,456	その他有価証券評価差額金	226,799
そ の 他	185,052	為替換算調整勘定	2,537,015
貸倒引当金	△100	純 資 産 合 計	28,599,368
資産合計	39,447,649	負債及び純資産合計	39,447,649

## 連結損益計算書

(2021年10月1日から2022年9月30日まで)

			(十四・11 1)
科		金	額
売 上	高		24,876,511
売 上 原	価		18,518,223
売 上 総 利	益		6,358,288
販売費及び一般管	理 費		2,541,064
営 業 利	益		3,817,223
営 業 外 収	益		
受取	利 息	7,471	
不 動 産	賃 貸 料	28,975	
為 替	差   益	448,362	
その	他	29,321	514,131
営 業 外 費	用		
支 払	利 息	15,010	
不動産賃	貸 原 価	8,485	
支 払 手	数料	4,436	
その	他	1,173	29,105
経 常 利	益		4,302,249
特 別 損	失		
固定資産	除却損	3,092	3,092
税金等調整前当期純	利益		4,299,156
法人税、住民税	及び事業税	881,667	
法 人 税 等	調整額	97,109	978,776
当 期 純 利	益		3,320,380
親会社株主に帰属する当期網	吨利益		3,320,380

# 貸借対照表

(2022年9月30日現在)

科   目	 金 額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	18,257,273	流動負債	8,022,335
現 金 及 び 預 金	8,455,782	支 払 手 形	1,620,042
受 取 手 形	184,088	量 掛 金	2,482,793
売 掛 金	6,165,631	1 年内返済予定の長期借入金	800,000
商 品 及 び 製 品	203,187	未 払 金	348,357
性 掛 品	511,592	未払費用	772,058
原材料及び貯蔵品	1,720,819	未払法人税等	531,275
		型 約 負 債 預 り 金	1,316,978
	60,550		31,111 60,531
その他	958,420	K 真 頁 ラ 기 ヨ 並     そ の 他	59,188
貸 倒 引 当 金	△2,800	固定負債	1,731,632
固定資産	14,111,159		1,600,000
有 形 固 定 資 産	8,963,460	役員株式給付引当金	93,250
建物	2,512,232	そ の 他	38,382
構築物	11,733	負 債 合 計	9,753,967
機 械 及 び 装 置	4,650,903	(純資産の部)	
工 具、器 具 及 び 備 品	85,681	株主資本	22,387,665
土 地	1,667,702	資本金	4,109,722
建設仮勘定	35,206	資本剰余金	4,411,813
無形固定資産	64,978	資本準備金 その他資本剰余金	4,335,413 76,400
<b>ル 1                                   </b>	64,978	利益剰余金	14,942,118
投資その他の資産	5,082,721	利益準備金	21,500
	366,505	その他利益剰余金	14,920,618
		別途積立金	9,900,000
関係会社株式	4,201,758	繰 越 利 益 剰 余 金	5,020,618
関係会社出資金	100,000	自 己 株 式	△1,075,988
繰 延 税 金 資 産	359,327	評価・換算差額等	226,799
そ の 他	55,229	その他有価証券評価差額金	226,799
貸 倒 引 当 金	△100	純 資 産 合 計	22,614,464
資産合計	32,368,432	負債及び純資産合計	32,368,432

## 損益計算書

(2021年10月1日から2022年9月30日まで)

			(十四・11 )/
科目		金	額
売 上 高			18,837,889
売 上 原 価			14,191,308
売 上 総 利 益			4,646,580
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費			2,072,944
営 業 利 益			2,573,636
営 業 外 収 益			
受取配	当 金	2,026,945	
不 動 産 賃	貸料	28,975	
技 術 指	導 料	61,969	
為    替    差	益	317,437	
その	他	6,123	2,441,451
営 業 外 費 用			
支払利	息	12,679	
不 動 産 賃 貸	原 価	8,485	
その	他	1,170	22,335
経常 利益			4,992,752
特別 損失			
固 定 資 産 除	却 損	3,092	3,092
税引前当期純利益			4,989,659
法人税、住民税及で	び事業税	808,114	
法 人 税 等 調	整額	△49,927	758,186
当期純利益			4,231,472



## 独立監査人の監査報告書

2022年11月14日

株式会社エスケーエレクトロニクス取締役会御中

## PwC京都監査法人

京都事務所

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社エスケーエレクトロニクスの2021年10月1日から2022年9月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社エスケーエレクトロニクス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における 当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における 職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を 果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を 立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監 査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び 関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入 手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見 に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

#### 独立監査人の監査報告書

2022年11月14日

株式会社エスケーエレクトロニクス 取締役会 御中

#### PwC京都監査法人

京都事務所

指 定 社 員 公認会計士 高 田 佳 和業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社エスケーエレクトロニクスの2021年10月1日から2022年9月30日までの第21期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。)について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における 当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職 業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当 監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を 立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監 査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び 関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監 査 報 告 書

当監査等委員会は2021年10月1日から2022年9月30日までの第21期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役、監査室(内部監査グループ、内部統制・コンプライアンス推進グループ)及びその他使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた「監査等委員会監査等基準」に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役、執行役員及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受け、その業務及び財産の状況を調査いたしました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(2005年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益 計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照 表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

#### 2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果 会計監査人 PwC京都監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 PwC京都監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年11月14日

株式会社エスケーエレクトロニクス 監査等委員会 常勤監査等委員 前 野 降 一 印

監査等委員 堀 修 史 印

監査等委員 榮川和広印

監査等委員 中野雄介印

(注) 監査等委員堀修史、榮川和広及び中野雄介は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

## 株主総会会場ご案内図

京都市下京区堀川通五条下ル柿本町580番地

## 京都東急ホテル 2階 葵の間



· JR京都駅前バス乗り場より9、28号系統に乗車 ■ 市バスをご利用の場合・ 「堀川五条」下車南へ徒歩約5分

······ 烏丸線「五条」駅下車4番出口より西へ徒歩約15分 ■ 地下鉄をご利用の場合・・

■ 阪急電鉄をご利用の場合・・・・・・・・・・・ 京都線「大宮」駅下車 ▶ 市バス28号系統に乗車

「堀川五条」下車西へ徒歩約3分

本株主総会につきましては、株主総会当日のご来場をお控えいただき、書面またはインターネットにより 事前の議決権行使をいただくことをご検討くださいますようお願い申しあげます。

ご来場の株主様へのお土産の配布およびお飲み物 の提供はございません。





